

## 広島県選挙管理委員会告示第十四号

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年四月一日

広島県選挙管理委員会委員長 国政道明

### 最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規程

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程（昭和三十五年広島県選挙管理委員会告示第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三項」を削り、「第七条」を「第六条」に改める。

第八条中「第四条」を「第七条」に改める。

別記第五号様式備考一中「第三十条」を「第二十七条」に改める。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。